

(権限の委任)

**第13条** この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

【要旨】

本条は、特定研究開発等計画の認定等を行う経済産業大臣の権限について、経済産業局長に委任することができるなどを規定したものである。

【解説】

経済産業大臣の特定研究開発等計画の認定等に係る権限の一部については、利用者の利便性の向上や事務の効率化などを図るため、本規定に基づき、省令第7条において、当該特定研究開発等計画の拠点となる施設の所在地を管轄する経済産業局長に委任している。具体的に経済産業局長に委任されている権限は、特定研究開発等計画の認定（第4条第1項）、認定を受けた特定研究開発等計画の変更の認定（第5条第1項）、認定計画の認定の取消（第5条第2項）、報告の徴収（第12条）である。